

## ◎農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

### 進に関する法律

(平成二六年六月二〇日法律第七八号)

#### 一、提案理由(平成二六年四月一日・衆議院農林水産委員会)

○林国務大臣 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国の農業、農村の発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持発揮を促進する地域政策を車の両輪として推進していくことが重要となっております。

こうした政策の着実な実施に向け、経営所得安定対策を確立するとともに、日本型直接支払制度を法制化する必要があることから、本二法案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

(略)

次に、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案についてであります。

第一に、基本理念についてであります。

農村における過疎化、高齢化の進行による集落機能の低下など、我が国の農業、農村の現場を取り巻く状況が厳しさを増している中、国民に多くの恵沢をもたらす重要な機能である農業の多面的機能の適切かつ十分な発揮を将来にわたって確保するため、国及び地方公共団体が相互に連携を図りつつ適切な支援を行う必要がある、その際、良好な地域社会の維持及び形成や、農用地の効率的な利用の促進に資する地域の共同活動を活用していくという本法の基本的な考え方を定めております。

第二に、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための具体的な仕組みとして、農業者の組織する団体等による農用地の保全等に必要な施設の機能を保持する取り組み等の内容を、多面的機能発揮促進事業として規定しております。

第三に、これらの取り組みに係る計画制度の創設であります。

農林水産大臣による基本指針の策定、都道府県による基本方針の策定、市町村による促進計画の作成及び農業者の組織する

団体等に対する多面的機能発揮促進事業の事業計画の認定について規定しております。

第四に、多面的機能発揮促進事業を推進するための措置についてであります。

市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な費用について、国、都道府県及び市町村が補助を行うことができることを規定するとともに、地域の実情に即して効果的に事業を推進するための農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置を講ずることとしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(平成二六年四月二五日)

○坂本哲志君 たいだいま議題となりました六法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の二法律案について申し上げます。

.....(略).....

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案は、農

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めようとするものであります。

.....(略).....

六法律案は、去る三月二十七日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、四月一日の委員会において農林水産大臣及び提出者玉木雄一郎君からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。翌二日からは六法律案を一括して議題とし、審査を進め、八日には参考人から意見を聴取し、翌九日には佐賀県及び新潟県においていわゆる地方公聴会を開催し、二十三日には安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重かつ熱心に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本維新の会及び公明党の三党派共同提案により、政府は、本法律の施行後三年を用途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策のあり方について、農業災害補償法の規定による共済事業のあり方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法

制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正案が提出されました。また、農業者戸別所得補償法案に対し、民主党・無所属クラブ及び生活の党の二党派共同提案により、法律の施行期日に係る修正案が提出され、両修正案について趣旨の説明を聴取した後、大串博志君外六名提出の四法律案について内閣の意見を聴取いたしました。

次いで、各法律案及び両修正案について一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、大串博志君外六名提出の四法律案のうち、農業者戸別所得補償法案に対する修正案及び原案は、いずれも賛成少数をもって否決され、その他三法律案につき、いずれも賛成少数をもって否決すべきものと議決した次第であります。次に、内閣提出の二法律案のうち、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決した次第であります。また、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の二法律案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月二三日)

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平二六法七七)の附帯決議と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(平成二六年六月二三日)

○野村哲郎君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、島根県において地方公聴会及び現地調査を実施したほか、安倍内閣総理大臣にも出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、戦後農政における新しい

農業・農村政策の位置付け、担い手の規模要件撤廃が農地集約に及ぼす影響、農業における担い手の確保策、米の直接支払交付金を廃止する理由、生産調整の見直しが米の過剰や不足を招く可能性、多面的機能支払交付金の単価設定の妥当性、日本型直接支払に係る手続簡素化の必要性、中山間地域における総合的な地域政策の必要性等がありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して徳永エリ委員より両法律案に反対、みんなの党を代表して山田太郎委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して紙智子理事より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一二日)

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平二六法七七)の附帯決議と一括して掲載)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律